

# 障害者活躍推進計画

## 令和8年1月

### 【計画策定機関及び任命権者】

機関名	人吉市監査委員事務局
任命権者	人吉市代表監査委員

### 【計画期間】

令和8年1月1日～令和12年12月31日（5年間）

### 【対象となる障害者】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定められる全ての障害者

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

区分	定義
身体障害	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害があるもの 1 視覚障害 2 聴覚又は平衡機能の障害 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 4 肢体不自由 5 内部障害
知的障害	療育手帳制度による児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定されたもの
精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）で定められる統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有するもの

### 【監査委員事務局における障害者雇用に関する課題】

人吉市監査委員事務局は、識見（代表）監査委員・議選監査委員を含め4人の極めて小規模な機関である。監査委員以外の職員2人（定数は3人）については、本市市長部局からの出向職員であり、監査委員事務局個別に障害者に限定した募集・採用はこれまで行っておらず、今後も監査委員事務局個別に行う予定はない。

人事異動に伴う市長部局からの出向職員の入れ替わりにより障害を持った職員が在籍することもあるが、個別に対応してきており、これまで何ら問題は生じておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかったところである。

今後も、市長部局と連携をとりながら、体制整備（施設や受け容れる職員の理解等）や各種取組を行っていく必要がある。

## 【目標】

1 採用に関する目標	なし ※市長部局が定めた目標等に準ずる。
2 定着に関する目標	なし ※市長部局が定めた目標等に準ずる。

## 【取組内容】

1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者（市長部局との調整）として代表監査委員を選任する</li> <li>○ 障害者の相談体制の充実</li> </ul>
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用研修等への参加促進</li> <li>○ 市長部局が取組む職場の同僚・上司を対象とした、対応のノウハウや困難事例について共有を行う経験交流会に参加する。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができるかの点検を行い、必要に応じて、市長部局の障害者雇用推進者等と連携し検討を行う。</li> </ul>	
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の特性に合わせた職場環境の整備等を行う（導線の確保等）</li> <li>○ 障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</li> <li>○ 障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。</li> </ul>
(2) 募集・採用	<p>なし ※募集・採用については市長部局にて行い、監査委員事務局へ出向とする。</p>
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事評価に基づく所属長面談の実施</li> <li>○ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</li> <li>○ 業務を円滑に進めるためのスタッフの確保（職員配置計画に伴う課題への柔軟な対応）</li> <li>○ 電子決裁導入に伴う監査業務見直しの実施</li> </ul>